

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.77

No.77 2017.2.2

■長時間労働是正のため実効性ある訴えを！！

～争点を明確にしていこう～

安倍政権が 36 協定の上限規制見直しを打ち出すなかで、労働側との争点が見えにくくなっているように思います。単に「労働法改悪だ」と叫んでいると思われれば、（政府が現状を変える取組みをアピールする中）切実に長時間労働是正を求める労働者から、私たちが見放され、労働側が蚊帳の外に置かれかねません。

安倍政権が長時間労働是正に取組もうとするなら【狙いはさておき】、私たちが長年の要求をようやく受け入れたのだと受け止めるまじょう。

そのうえで、①隠された猛毒があること、②実効性に欠けることをアピールするべきでしょう。

①隠された猛毒とは？

一番の猛毒は、**定額¥働かせ放題法・残業代ゼロ法案**です！長時間労働の歯止めとなる残業代をゼロにする法案成立（裁量労働緩和・高度プロ）を目指しつつ、長時間労働是正を訴えるなど、**矛盾しています**。

②実効性に欠けること

政府の検討する上限規制は、過労死ラインを超える上限設定が可能であるなどと不十分です。しかも、現状の労働時間管理が曖昧な労働現場に上限規制を入れるだけでは、隠れ残業が押しつけられるだけで、長時間労働是正の実効性がありません。他方、野党案は、長時間労働の温床となっている裁量労働制の規制強化、労働時間把握義務などが盛り込まれています。

地味ですが労働時間把握義務の徹底は重要です。現状で上限規制だけ入れても、職場にサービス残業・隠れ残業が横行するだけで、本当の長時間労働是正にはつながらないでしょう。

あらためて、野党の出している長時間労働規制法案

存在を伝えていきましょう！私たちの考えも反映された、政府提案を補う実効性ある対案です。

長時間労働規制法案 概要

(労働基準法の一部を改正する法律案)

過労死ゼロ、ワークライフバランス実現、労働生産性向上のため、労働時間の規制等を行う。

労働時間、休憩時間、休日等の規制

①労働時間の延長の上限規制

・36協定による労働時間の延長に上限を規定
※具体的な時間については、労働者の健康の保持及び仕事と生活の調和を勘案し、厚生労働省令で決定

②インターバル規制の導入

・始業後24時間を経過するまでに、一定時間以上の継続した休憩時間（インターバル）の付与を義務化
※具体的な時間については、労働者の健康の保持及び仕事と生活の調和を勘案し、厚生労働省令で決定
・災害時や事業による特例、労使協定による休憩時間の短縮を規定

③週休制の確保

・4週4日の変形週休制の導入について、労使協定を要件化

④事業場外みなし労働時間の明確化

・判例を基に、適用条件を明確化

⑤裁量労働制の要件の厳格化

・①と同様の趣旨から、使用者が健康管理時間^(※)を把握・記録し、上限の範囲内とする措置をとることを導入の要件化
※事業場内での時間と事業場外で労働した時間の合計時間

実効性の担保

⑥労働時間管理簿

・新たに労働時間管理簿の調製を義務付け
・労働者単位での日ごとの始業・終業時刻、労働時間等を記録

⑦公表

・厚生労働大臣が、適正な労働条件の確保及び労働者の保護の観点から、違反事例について、名称等を含め公表できることを規定

⑧罰則

・②について罰則を規定（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）
※①、③、④、⑤違反は既存の規定違反に対処（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）
・⑥について罰則を規定（30万円以下の罰金）

・公布日から2年以内で政令で定める日から施行
※労政審での審議、新たな協定の締結等に必要期間を想定
・その他所要の規定の整備

■2・10 院内集会！

会場も決定しました！「高プロ・裁量労働制の規制緩和に反対し、真に実効性のある長時間労働規制を求める院内集会」を成功させましょう。300人の大きな会場を埋めて下さい！

日時 2017年2月10日 11時30分～

会場 衆議院第1議員会館 1階大会議室

主催 日本労働弁護団、過労死弁護団全国連絡会議、全国過労死を考える家族の会

【発信元】 日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790

